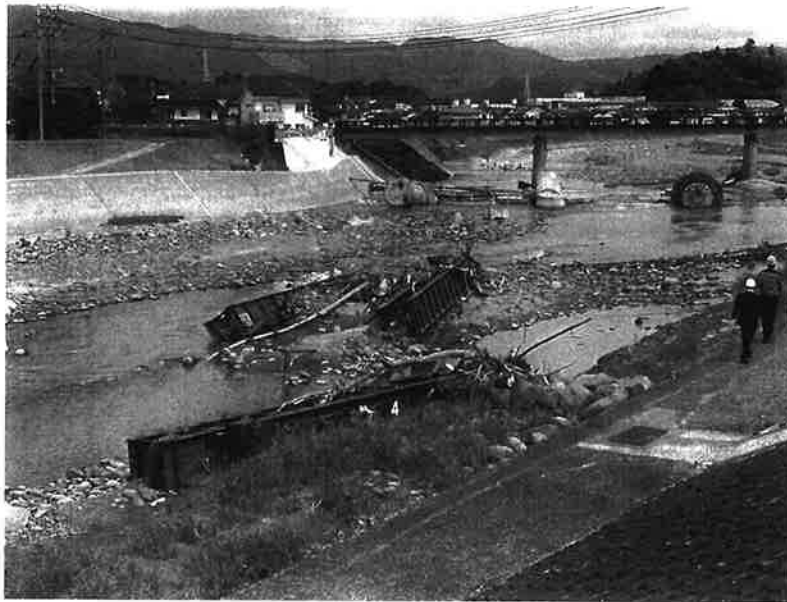


九州北部豪雨 被災地視察



大分県 久大本線 光岡～日田駅間 花月川橋梁



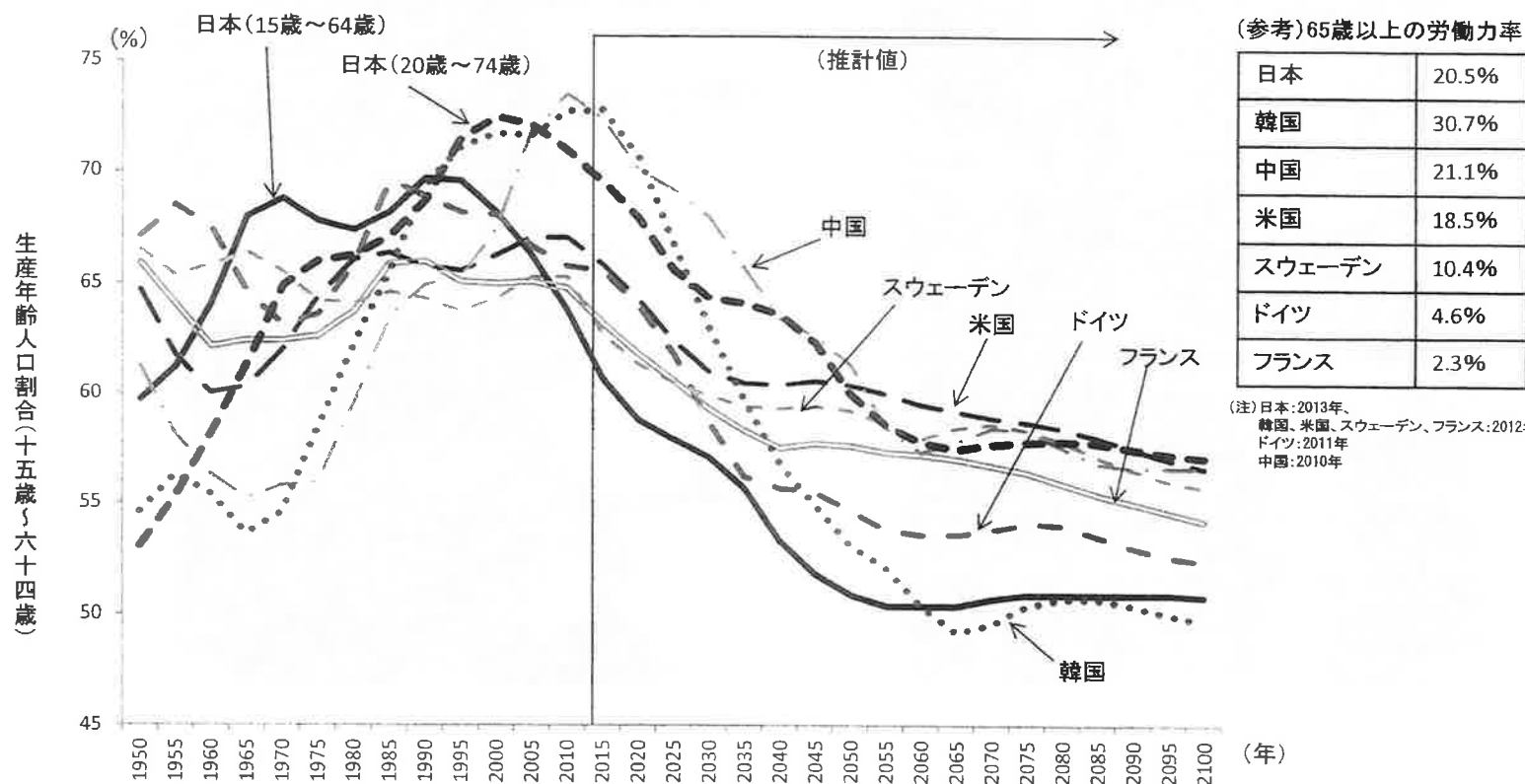
大分県 日田彦山線 宝珠山～大鶴間

平成30年1月30日 衆議院予算委員会
無所属の会 原口一博
出典：原口一博撮影

4. 主要国の生産年齢人口

- 日本の生産年齢人口割合は、2060年頃まで低下し、50%台となる。しかしながら、20歳～74歳人口の割合で考えれば、他の主要国並み(15～64歳人口)の水準を維持。

主要国の生産年齢人口の推移



(備考) 国際連合“World Population Prospects: The 2012 Revision”、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」等をもとに作成。

947

昭和二十年八月九日

東郷外務大臣より
在スイス加瀬公使宛(電報)

米軍機による原子爆弾投下に対する抗議について

付記 昭和二十年八月八日付、作成局課不明

右抗議文

本省 八月九日午後11時55分発

第三九九號(大至急)

六日米國飛行機數機廣島市ニ來襲新型爆彈ヲ投下セル爲市民多數ニ死傷者ヲ出シ家屋モ亦大半倒壊又ハ燒失セリ詳細目下調査中ナルモ其ノ被害ノ甚大ナルハ到底從來ノ爆彈ニ比較シ得サルモノナリ依テ帝國政府ハ別電第三四〇號ノ如キ抗議ヲ米國政府ニ提出致度ニ付貴任國政府ニ對シ右抗議大至急傳達方取計相成度尙赤十字國際委員會ニモ右趣旨御説明アリタシ

本電別電ト共ニ在瑞典公使ニ轉電アリタシ

(付記)

米機ノ新型爆彈ニ依ル攻撃ニ對スル抗議文

昭和二十年八月八日

本月六日米國航空機ハ廣島市ノ市街地區ニ對シ新型爆彈ヲ投下シ瞬時ニシテ多數ノ市民ヲ殺傷シ同市ノ大半ヲ壊滅セシメタリ。廣島市ハ何等特殊ノ軍事的防備乃至施設ヲ施シ居ラサル普通ノ一地方都市ニシテ同市全体トシテ一ノ軍事目標タルノ性質ヲ有スルモノニ非ス。本件爆彈ニ關スル聲明ニ於テ米國大統領「トルーマン」ハ我等ハ船渠、工場及交通施設ヲ破壊スヘシト言ヒ居ルモ本件爆彈ハ落下傘ヲ附シテ投下セラレ空中ニ於テ炸裂シ極メテ廣キ範圍ニ破壞的效力ヲ及ホスモノナルヲ以テ之ニ依ル攻撃ノ效果ヲ右ノ如キ特定目標ニ限定スルコトハ技術的ニ全然不可能ナルコト明瞭ニシテ右ノ如キ本件爆彈ノ性能ニ付テハ米國側ニ於テモ既ニ承知シ居ル所ナリ。又實際ノ被害狀況ニ徴スルモ被害地域ハ廣範圍ニ亘リ右地域内ニ在ルモノハ交戦者非交戦者ノ別ナク又男女老幼ヲ問ハス總テ爆風及輻射熱ニ依リ無差別ニ殺傷セラレ其ノ被害範圍ノ一般的ニシテ且甚大ナルノミナラス個々ノ傷害狀況ヨリ見ルモ未タ見サル殘虐ナルモノト言フヘキナリ。

抑々交戦者ハ害敵手段ノ選擇ニ付無制限ノ權利ヲ有スルモノニ非サルコト及不必要ノ苦痛ヲ與フヘキ兵器、投射物其ノ他ノ物質ヲ使用スヘカラサルコトハ戰時國際法ノ根本原則ニシテ夫々陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約附屬書陸戰ノ法規慣例ニ關スル規則第二十二條及第二十三條(付)號ニ明定セララル所ナリ。米國政府ハ今次世界ノ戰亂勃發以來再三ニ巨リ毒瓦斯乃至其ノ他ノ非人道的戰争方法ノ使用ハ文明社會ノ輿論ニ依リ不法トセラレ居レリトシ對手國側ニ於テ先ツ之ヲ使用セサル限り之ヲ使用スルコトナカルヘキ旨聲明シタルカ米國カ今回使用シタル本件爆彈ハ其ノ性能ノ無差別且殘虐性ニ於テ從來スル性能ヲ有スルカ故ニ使用ヲ禁止セラレ居ル毒瓦斯其ノ他ノ兵器ヲ遙ニ凌駕シ居レリ。米國ハ國際法及人道ノ根本原則ヲ無視シテ既ニ廣範圍ニ亘リ帝國ノ諸都市ニ對シテ無差別爆撃ヲ實施シ來リ多數ノ老幼婦女子ヲ殺傷シ神社、佛閣、學校、病院、一般民家等ヲ倒壊又ハ燒失セシメタリ。而シテ今ヤ新規ニシテ且從來ノ如何ナル兵器、投射物ニモ比シ得サル無差別性、殘虐性ヲ有スル本件爆彈ヲ使用セルハ人類文化ニ對スル新ナル罪惡ナリ。

帝國政府ハ茲ニ自ラノ名ニ於テ且又全人類及文明ノ名ニ於テ米國政府ヲ糾彈スルト共ニ即時斯ル非人道的兵器ノ使用ヲ放棄スヘキコトヲ嚴重ニ要求ス。

編注 昭和二十年八月十五日発在スイス加瀬公使より東郷外務大臣宛電報第八八六号により、本件抗議は八月十一

日に米國國務省に通達を了した旨利益代表部より通報があつたことが報告された。

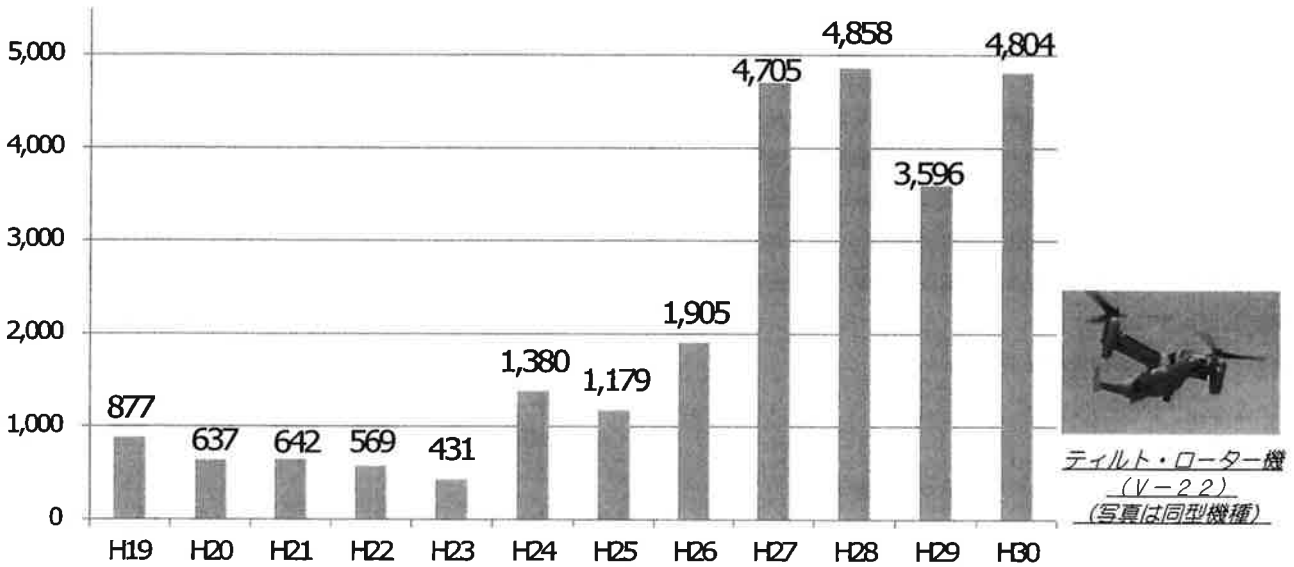
FMS調達に係る各年度(平成19年度～30年度)の予算総額

④

(単位:億円)

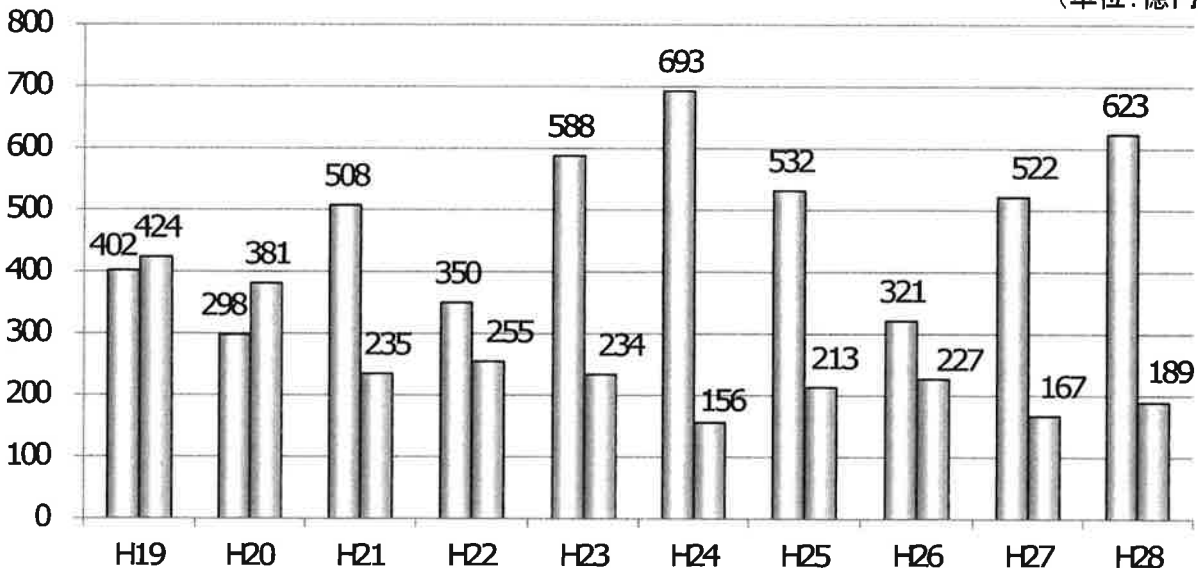
年度(和暦)	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
年度(西暦)	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
FMS予算総額	877	637	642	569	431	1,380	1,179	1,905	4,705	4,858	3,596	4,804

※SACO関係経費、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分及び新たな政府専用機導入に伴う経費を除く。



未精算・未納入額について

(単位:億円)



PEZY Computing 社への交付実績がある事業について

⑤

平成 29 年 1 2 月
新エネルギー・産業技術総合開発機構

PEZY Computing 社への交付実績がある事業の審査プロセスについては、それぞれ以下のとおり。

- ・ 平成 22 年度イノベーション実用化助成事業
公募期間：平成 22 年 3 月 19 日～平成 22 年 5 月 17 日
採択審査委員会（外部委員会）開催日：平成 22 年 7 月 5 日～9 日
交付決定日：平成 22 年 7 月 30 日
- ・ 平成 24 年度戦略的省エネルギー技術革新プログラム
公募期間：平成 24 年 3 月 21 日～平成 24 年 4 月 19 日
採択審査委員会（外部委員会）開催日：平成 24 年 5 月 31 日～
6 月 4 日の全 3 日
交付決定日：平成 24 年 8 月 1 日
- ・ 平成 25 年度イノベーション実用化ベンチャー支援事業
公募期間：平成 25 年 1 月 31 日 ～ 平成 25 年 3 月 21 日
採択審査委員会（外部委員会）開催日：平成 25 年 4 月 19 日
交付決定日：平成 25 年 4 月 30 日
- ・ 平成 27 年度戦略的省エネルギー技術革新プログラム
公募期間：平成 27 年 3 月 2 日～平成 27 年 3 月 31 日
採択審査委員会（外部委員会）開催日：平成 27 年 5 月 8 日～
5 月 20 日の全 7 日
交付決定日：平成 27 年 7 月 14 日
- ・ 平成 28 年度 IoT 技術開発加速のためのオープンイノベーション推進事業
公募期間：平成 28 年 3 月 24 日～平成 28 年 4 月 25 日
採択審査委員会（外部委員会）開催日：平成 28 年 5 月 25 日
交付決定日：平成 28 年 8 月 2 日

株式会社 PEZY Computing に対する助成について

事業名	平成 22 年度イノベーション推進事業
テーマ名	3 次元積層 TSV メモリー技術を活用しメモリーコアプロセッサの開発
事業期間	平成 22 年 8 月 1 日～平成 24 年 2 月 29 日
交付決定額	平成 22 年度 89,528,000 円 平成 23 年度 11,388,000 円

事業名	戦略的省エネルギー技術革新プログラム
テーマ名	バンプレス 3 次元積層技術を用いた省電力メモリーコアプロセッサの開発
事業期間	平成 24 年 8 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
交付決定額	平成 24 年度 316,665,000 円 平成 25 年度 316,666,000 円

事業名	イノベーション実用化ベンチャー支援事業
テーマ名	超広域帯 Ultra WIDE-IO3 次元積層メモリーデバイスの実用化開発
事業期間	平成 25 年 4 月 30 日～平成 26 年 2 月 20 日
交付決定額	平成 25 年度 499,559,000 円

事業名	戦略的省エネルギー技術革新プログラム
テーマ名	非接触型磁界結合通信を用いた高密度実装プロセッサデバイスの開発
事業期間	平成 27 年 7 月 14 日～平成 30 年 2 月 28 日
交付決定額	平成 27 年度 157,498,000 円 平成 28 年度 514,998,000 円 平成 29 年度 357,498,000 円

事業名	IoT 技術開発加速のためのオープンイノベーション推進事業
テーマ名	IoT 技術開発加速のための実用化研究開発 / ビッグデータ解析のための低消費電力演算チップの開発
事業期間	平成 28 年 8 月 2 日～平成 30 年 3 月 20 日
交付決定額	平成 28 年度 206,666,000 円 平成 29 年度 1,053,332,000 円

PEZY Computingに係る詐欺事件について第1 被告人

^{さいとう} 齊藤 ^{もとあき} 元章（50歳，会社役員）

^{すずま} 鈴木 ^{だいすけ} 大介（47歳，無職）

第2 公訴事実の要旨

1 平成29年12月25日付け起訴分

被告人齊藤は，株式会社PEZY Computing（以下「PEZY」という。）の代表取締役，被告人鈴木は，同社の事業開発部長であったものであるが，被告人両名は，共謀の上，独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）から，NEDOが実施する「ベンチャー企業への実用化助成事業」の対象事業にPEZYを事業者として選定された「超広帯域Ultra WIDE-I/O 3次元積層メモリデバイスの実用化開発」（以下「本件助成事業」という。）の助成金をだまし取るうと考え，平成26年2月，NEDO職員に対し，真実は，本件助成事業に要した費用が合計約1億4000万円を上回ることはなかったのに，本件助成事業に要した費用が合計約7億7300万円である旨記載して助成対象費用を水増し計上した内容虚偽の実績報告書を提出し，NEDO職員をして同報告書の記載が真実であると誤信させ，同月，本件助成事業の助成金額を約4億9900万円と確定させた上，同年3月，本件助成事業の精算払として前記助成金額から既支払額を控除した約4億3100万円の支払を請求し，よって，同月，NEDO職員をして，現金約4億3100万円をPEZY名義の預金口座に振込入金させ，もって人を欺いて財物を交付させた。

2 平成30年1月24日付け起訴分

被告人両名は，共謀の上，NEDOから「戦略的省エネルギー技術革新プログラム実用化開発」の対象事業としてPEZYが選定された「パンプレス3次元積層技術を用いた省電力メニーコアプロセッサの開発」（以

下「本件助成事業」という。)において、PEZYがNEDOから概算払を受けた合計約6億3300万円の助成金に余剰金が生じた場合には、これをNEDOに返還しなければならないのに、その返還を免れようと考え、平成26年4月、NEDO職員に対し、真実は、PEZYが本件助成事業に要した費用が合計約5億6700万円を上回ることはなかったのに、本件助成事業に要した費用が合計約9億1600万円である旨記載して助成対象費用を水増し計上した内容虚偽の実績報告書を提出し、NEDO職員をして同報告書の記載が真実であると誤信させ、本件助成事業の助成金額を約6億3300万円と確定させて、PEZYが本件助成事業に要した費用に対する助成金額との差額約2億2200万円の返還を免れ、もって人を欺いて財産上不法の利益を得た。



ホーム

ニュース

製品・技術

会社概要

アクセス

会社概要

🏠 | 会社概要

会社概要

社名	ウルトラメモリ株式会社
代表者	代表取締役社長 安達 隆郎
所在地	本社：東京都八王子市旭町11番8号 アクセスビル3階 福岡設計センター：福岡県福岡市早良区百道浜2丁目1番22号 福岡SRPセンタービル9階
創業	2013年11月
資本金	1,500,061,475円
社員数	37名（2016年4月現在）
事業目的	独自の積層技術、伝送技術、回路技術を基に超広帯域・超大容量メモリを開発し、次世代コンピュータシステムの性能向上による科学技術の進歩により社会に貢献する。
事業内容	1) 半導体素子、集積回路等の電子部品の開発、設計、製造、販売及び保守 2) 上記に関連するソフトウェアの開発、設計、製造、販売及び保守
会社沿革	2006年5月 前身の会社が設立される。 2013年11月 社名・事業内容を変更し、ウルトラメモリ株式会社として業務開始。
子会社	超晶記憶體股份有限公司（ウルトラメモリ台湾株式会社） 所在地：台湾 新竹市東區金山七街1號6樓



平成30年1月30日 衆議院予算委員会
出典：ウルトラメモリ株式会社HPより

無所属の会 原口 一博

備の徹底は重要な課題であり、平素から、海上保安庁と警察が緊密に連携し、日本海沿岸区域のパトロールの実施、不審者対策を推進しているところである。

また、平成二十九年年度補正予算においては、原発等テロ対処能力の強化のため日本海対応の大型巡視船一隻のほか、日本海を含めた海洋監視体制強化のための新型ジェット機一機の増強のための予算を計上し、日本海側の海上保安体制の強化を図っているところです。

今後とも、我が国の領土、領海を断固として守り抜くとの決意のもと、我が国周辺海域の警戒警備、国民の安全、安心の確保に万全を期してまいります。

石炭火力についてお尋ねがありました。我が国は、再生可能エネルギーや水素など、二酸化炭素の排出削減に資するあらゆる選択肢を用いて、世界の脱炭素化を牽引しています。

こうした中で、新興国を中心に、効率の低い石炭火力発電所がまだ数多く稼働している状況下で、我が国の高効率の石炭火力発電に対するニーズがあれば、その導入を支援することで実効的な世界の二酸化炭素の排出削減に貢献しています。

国内の石炭火力発電については、単に活用を図るだけではなくて、既存の低効率発電所の稼働抑制や休廃止を進めることで、政府一体となって、エネルギー政策と整合的な形で、二〇三〇年の温室効果ガス排出目標を達成する考えであります。

行政文書の保存についてお尋ねがありました。昨年末の行政文書の管理に関するガイドライン改正に当たっては、紙文書、電子文書の別を問わず、意思決定過程等の合理的な跡づけや検証に必要となる行政文書について、一年以上の保存期間を設定することを義務づけることにより、現在及び将来の国民への説明責任を全うするという公文書管理法の趣旨の徹底を図ったところです。

また、どのような文書が公文書管理法の行政文書に該当するかについては、電子メールについても他の形態の文書と同様、文書の作成又は取得の状況などを総合的に考慮して実質的に判断することが必要であると考えています。

いずれにせよ、政府としては、公文書を扱う職員意識の向上も含め、今後、公文書管理の質を高めるための不断の取組を進めてまいります。

スーパーコンピューターに係る補助金についてお尋ねがありました。

補助金の交付等については、それぞれの所管官庁、実施機関において、法令や予算の趣旨にのっとって適正に実施されるべきものであり、御指摘の事実について、そのように行われているものと承知しております。

また、行政文書等については、公文書管理法や情報公開法等の法令に従い、各省庁において、公開すべきはしっかりと公開してまいります。国会改革、党首討論についてお尋ねがありました。

この国会においては、さきの総選挙における国民の負託に応えることができるよう、玉木議員を始め希望の党の皆さんとも充実した政策論議を行わせていただきたいと思います。

具体的な国会改革、党首討論のあり方については国会がお決めになることであり、各党各会派においてしっかりと議論を行っていただきたいと考えております。

国民投票における広告宣伝活動の規制についてお尋ねがありました。

国民投票法は、平成十九年に議員立法が制定されたものですが、その際、各党各会派でさまざまな議論がなされた結果として、広告放送を含めた国民投票運動については基本的に自由とし、投票の公正さを確保するための必要最小限の規制のみを設けるとの結論に至り、現在の制度となったものと承知しております。

憲法第九条の改正についてお尋ねがありました。

御指摘の昨年五月の私の発言は、自由民主党総裁として、憲法改正の議論を深めるため、一石を投じたものであります。

国会の憲法審査会において議論される憲法改正の内容については、私が内閣総理大臣としてこの場でお答えすることは差し控えていただきたいと思います。国会の憲法審査会において議論される憲法改正の内容については、私が内閣総理大臣としてこの場でお答えすることは差し控えていただきたいと思います。国会の憲法審査会において議論される憲法改正の内容については、私が内閣総理大臣としてこの場でお答えすることは差し控えていただきたいと思います。

内閣府経済財政諮問会議

「2030年展望と改革タスクフォース」第1回会合資料

「最強の科学技術基盤出現と、 到来する前特異点・特異点」

～迫る変革に向け、全ての「前提条件」を再考する必要性～

2016年10月3日

齊藤 元章

(株式会社PEZY Computing/株式会社ExaScaler/UltraMemory株式会社
株式会社Deep Insights/株式会社Infinite Curation)

工事契約締結工区

工事名		受注者	契約日
南アルプストンネル新設（山梨工区）	（山梨）	大成建設・佐藤工業・銭高組 JV	H27. 8. 26
品川駅新設（北工区）	（東京）	清水建設・名工建設・ 三井住友建設 JV	H27. 9. 16
品川駅新設（南工区）	（東京）	大林組・東亜建設工業・熊谷組 JV	H27. 10. 21
南アルプストンネル新設（長野工区）	（長野）	鹿島建設・飛島建設・フジタ JV	H28. 2. 8
名城非常口新設	（愛知）	大林組・戸田建設・ ジェイアール東海建設 JV	H28. 4. 5
北品川非常口及び変電施設（地下部）新設	（東京）	清水建設・鴻池組・竹中土木・ 名工建設 JV	H28. 4. 21
小野路非常口他※	（東京）	鹿島建設・オリエンタル白石・ 鉄建建設 JV	H28. 4. 27
品川駅新設（非開削工区）	（東京）	安藤・間	H28. 5. 24
日吉トンネル新設（南垣外工区）	（岐阜）	清水建設・大日本土木・ 青木あすなる建設 JV	H28. 6. 23
第四南巨摩トンネル新設（西工区）	（山梨）	西松建設・青木あすなる建設・ 岩田地崎建設 JV	H28. 7. 19
中央アルプストンネル（山口）※	（岐阜）	鹿島建設・日本国土開発・ 吉川建設 JV	H28. 8. 2
名古屋駅新設（中央東工区）	（愛知）	ジェイアール東海建設・ 前田建設工業・シーエヌ建設 JV	H28. 9. 6
名古屋駅新設（中央西工区）	（愛知）	大林組・ジェイアール東海建設・ 前田建設工業 JV	H28. 9. 6
伊那山地トンネル新設（坂島工区）	（長野）	清水建設・大日本土木 JV	H28. 9. 28
坂下非常口新設	（愛知）	前田建設工業	H28. 10. 11
東百合丘非常口新設	（神奈川）	大林組・フジタ・大本組 JV	H28. 11. 7
中央アルプストンネル（松川）外※	（長野）	戸田建設・あおみ建設・ 矢作建設工業 JV	H28. 12. 26
梶ヶ谷非常口及び資材搬入口新設	（神奈川）	西松建設・五洋建設・ 青木あすなる建設 JV	H29. 2. 1
伊那山地トンネル新設（青木川工区）	（長野）	飛島建設・奥村組土木興業 JV	H29. 8. 9
第一中京圏トンネル新設（西尾工区）	（愛知）	大成建設・日本国土開発・ ジェイアール東海建設 JV	H29. 9. 5
静岡県内導水路トンネル新設	（静岡）	大成建設・佐藤工業・大豊建設 JV	H29. 10. 17
南アルプストンネル新設（静岡工区）	（静岡）	大成建設・佐藤工業 JV	H29. 11. 15

※鉄道・運輸機構による工事契約締結件名。無印はJR東海発注工事。

平成30年1月30日 衆議院予算委員会
出典：国土交通省鉄道局作成

無所属の会 原口 一博

検索

トップ > 調達情報 > 入札公告等・入札見積結果(工事) > 関東甲信工事業局 > 一般競争入札 平成28年度

一般競争入札 平成28年度

入札経過調書(総合評価方式)

番号 関甲工28第 2号
 件名 中央新幹線、中央アルプストンネル(山口)
 執行日時 平成28年 7月15日 10時00分
 執行場所 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設
 本部関東甲信工事業局入札室

予定価格(税抜)	15,295,600,000円
調査基準価格(税抜)	13,766,040,000円
基準評価値 標準点/予定価格(億円)	0.653
落札率	90.2%

入札者氏名	標準点+ 加算点(A)	第1回 入札価格 (単位:円)(B)	評価値 (A)/(B) (億円)	評価値 ≥ 基準評 価値	第2回 入札価格 (単位:円)(B)	評価値 (A)/(B) (億円)	評価値 ≥ 基準評 価値	備考
大林・奥村組土木・市川 中央新幹線、中央アルプ ストンネル(山口)特定建 設工事共同企業体	146.750	13,780,000,000	1.064	○				
奥村・竹中土木・TSUCHI YA中央新幹線、中央アル プストンネル(山口)特定建 設工事共同企業体		無効						
鹿島・日本国土開発・吉川 中央新幹線、中央アルプ ストンネル(山口)特定建 設工事共同企業体	155.000	13,795,990,000	1.123	○				落札
熊谷・青木あすなる・不動 テトラ 中央新幹線、中央 アルプストンネル(山口)特 定建設工事共同企業体		無効						
清水・三井住友・東急中央 新幹線、中央アルプスト ンネル(山口)特定建設工事 共同企業体	152.500	13,788,000,000	1.106	○				
大成・東洋・西武 中央新 幹線、中央アルプストン ネル(山口)特定建設工事共 同企業体		無効						
鉄建・五洋・りんかい日産 中央新幹線、中央アルプ ストンネル(山口)特定建 設工事共同企業体	146.500	13,774,000,000	1.063	○				
戸田・あおみ・矢作中央新 幹線、中央アルプストン ネル(山口)特定建設工事共 同企業体	146.250	13,848,300,000	1.056	○				
飛鳥・大日本土木・アイサ ワ中央新幹線、中央アル プストンネル(山口)特定建 設工事共同企業体	148.000	13,786,000,000	1.073	○				
西松・岩築・岩田地崎中央 新幹線、中央アルプスト ンネル(山口)特定建設工事 共同企業体	149.500	13,838,000,000	1.080	○				
前田・大本・本間 中央新 幹線、中央アルプストン ネル(山口)特定建設工事共 同企業体		無効						

(備考)当該金額に8%に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額である。

[▲ページトップへ戻る](#)

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 (略称: 鉄道・運輸機構) 法人番号4020005004767
 Japan Railway Construction, Transport and Technology Agency (JRRT)
 copyright © JRRT all rights reserved.

投票

トップ > 調達情報 > 入札公告等・入札見積結果(工事) > 関東甲信工事事務局 > 一般競争入札 平成28年度

一般競争入札 平成28年度

入札経過調書(総合評価方式)

番号 関甲工28第5号
 件名 中央新幹線、中央アルプストンネル(松川)外
 執行日時 平成28年12月9日 10時00分
 執行場所 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設
 本部関東甲信工事事務局入札室

予定価格(税抜)	21,231,470,000円
調査基準価格(税抜)	19,108,320,000円
基準評価値 標準点/予定価格(億円)	0.470
落札率	90.3%

入札者氏名	標準点+ 加算点(A)	第1回 入札価格 (単位:円)(B)	評価値 (A)/(B) (億円)	評価値 ≧ 基準評 価値	第2回 入札価格 (単位:円)(B)	評価値 (A)/(B) (億円)	評価値 ≧ 基準評 価値	備考
大林・鴻池・錢高 中央新幹線、中央アルプストンネル(松川)外特定建設工事共同企業体		無効						
奥村・淺沼・TSUCHIYA 中央新幹線、中央アルプストンネル(松川)外特定建設工事共同企業体	152.500	19,109,900,000	0.798	○				
熊谷・青木あすなる・不動テトラ 中央新幹線、中央アルプストンネル(松川)外特定建設工事共同企業体	153.000	19,120,000,000	0.800	○				
清水・三井住友・東急中央新幹線、中央アルプストンネル(松川)外特定建設工事共同企業体	152.000	19,238,000,000	0.790	○				
大成・東洋・西武 中央新幹線、中央アルプストンネル(松川)外特定建設工事共同企業体	152.000	19,180,590,000	0.792	○				
鉄建・五洋・りんかい日産 中央新幹線、中央アルプストンネル(松川)外特定建設工事共同企業体	154.250	19,125,000,000	0.806	○				
戸田・あおみ・矢作 中央新幹線、中央アルプストンネル(松川)外特定建設工事共同企業体	156.500	19,180,000,000	0.815	○				落札
飛鳥・大日本土木・アイサワ 中央新幹線、中央アルプストンネル(松川)外特定建設工事共同企業体		無効						
西松・若築・新井 中央新幹線、中央アルプストンネル(松川)外特定建設工事共同企業体	148.000	19,125,000,000	0.773	○				
前田・本間・松尾 中央新幹線、中央アルプストンネル(松川)外特定建設工事共同企業体		無効						

(備考)当該金額に8%に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額である。

評価点内訳

▲ページトップへ戻る

平成29年度の鉄道建設・運輸施設整備支援機構の収支（予算ベース）

【収入】

総額	2.4兆円	
補助金・負担金等	0.17兆円	
財政融資資金借入金	1.5兆円	
民間借入金・機構債券	0.3兆円	
業務収入（鉄道施設貸付収入等）等	0.4兆円	

【支出】

総額	2.5兆円	
業務経費（鉄道建設事業等）	2.1兆円	
＜うち、中央新幹線建設資金貸付金＞	1.5兆円	
借入金等償還	0.3兆円	
その他（一般管理費・支払利息等）	0.1兆円	

※支払い超過分は前年度以前の収入現金を活用

音声データについて

- 森友学園に関しては、近畿財務局も同席したとされる学園側との面会に関する音声データについての報道が、昨年夏以降なされている。
- これらは、一方的に録音されたものであり、また多数の音声データが存在するとされるが、公開されているものと、報道のみがなされているものがある。
- これまで国会議員から手交され、財務省としても確認させていただいている音声データについては、既に公表されているもので、①平成28年3月半ばの本省における面会、②平成28年5月半ばごろの森友学園側との面会に関するものとみられるもののみである。
- 他方、今般、報道されている3月下旬から4月にかけての面会に関する音声データは財務省として入手していないが、既に昨年行われていた報道を基に職員に確認を行い、前国会において、理財局長が答弁を行わせていただいている。

<理財局長答弁（平成29年11月28日：衆・予算委）>

「御指摘の財務局職員の発言に関する音声データにつきましては、昨日御答弁を申し上げました四十五分のデータと異なりまして、恐らく、全体が公開されているわけではなくて、会話の一部が切り取られているものだというふうに承知をしてございます。ですが、報道の内容に関しまして近畿財務局の職員に事実関係の確認を行った結果は、以下のとおりでございます。

報道されている音声データは、平成二十八年の三月下旬から四月ごろに森友学園側を訪問した際のやりとりではないかというふうに思われます。平成二十八年の三月十一日に、新たな地下埋設物が出てきた旨の連絡が森友学園側からあり、三月二十四日には、森友学園より、新たな地下埋設物の撤去費用を控除した価格で本件土地を購入したいとの要望が出され、それを踏まえて、本件土地を売却する方向で森友学園との打ち合わせに臨んでいたところでございます。地下埋設物の撤去費用を見積もるためには資料が必要であり、三メートルより深いところから出てきたものにつきましては新たな地下埋設物になるとの認識のもとで、必要な資料の提出をお願いする旨の話をしてございます。

ただ、報道を聞いておりますと、こういう認識を伝える表現としてストーリーという言葉を使っておりますが、それは大変適切でなかったというふうに本人も申しております。

いずれにいたしましても、先方とはさまざまなやりとりがりましたが、新たな地下埋設物の撤去費用を見積もるためには資料が必要であるから、さまざまな資料の提出をお願いしていたということでございます。」

【機密性 2 情報】

【職員限り】



2015年6月10日 5年(2020年度末まで) 統括法務監査官
--

（ 法令照会 回答 ）

貸付料の増額請求について（1統）

平成 27 年 6 月 5 日に照会のあった標記の件について、以下のとおり回答します。
なお、本回答は、主として法令面からの検討意見であり、各事案の処理方針については、あくまでも所管部門の判断で行っていただくものであることを申し添えます。

【事案概要】

第 1 事案の概要

学校法人に 10 年間の定期借地による貸付けを行う事案（概要は、平成 26 年 9 月 29 日付法律相談書ほか記載のとおり）について、学校法人が土壌汚染対策工事を実施した後の貸付料増額請求について相談したいもの。

第 2 貸付合意書（定期借地契約書）について

国が学校法人と取り交わした貸付合意書（定期借地契約書）第 8 条に 3 年間の貸付料を定めているが、同第 10 条に「貸付財産の価格が上昇し貸付料が不相当になったとき等、借地借家法第 11 条第 1 項本文の規定に該当することとなったときは、第 8 条の規定にかかわらず、貸付料の増額を請求することができる。」ことを定めている。

また、貸付合意書第 6 条では、土壌汚染除去等により貸付財産の価格が増加した場合の除去費用を有益費とすること及び有益費は貸付契約終了時に貸付財産価格の増加が現存する場合に限り学校法人に返還する旨を規定している。

国は、学校法人実施の土壌汚染除去等工事により貸付財産価格が増加したと判断する場合には、合意書第 10 条の規定に基づき、借地借家法第 11 条第 1 項本文の規定に該当するとして学校法人に貸付料の増額請求ができると考えている。